

## テロ対策、大規模災害対策等の推進について



警 察 本 部

## 目 次

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1  | テロ対策の推進            |    |
| 1   | 国際テロ情勢等            | 3  |
| 2   | 国内の情勢等             | 3  |
| 3   | 基本方針               | 4  |
| 4   | 各種対策               |    |
| (1) | 情報収集と捜査            | 4  |
| (2) | 警戒警備の強化            | 4  |
| (3) | 警護措置の徹底            | 5  |
| (4) | 水際対策               | 5  |
| (5) | 小型無人機対策            | 5  |
| (6) | 事案対処能力の強化          | 6  |
| (7) | 官民連携               | 6  |
| (8) | 情報発信               | 10 |
| 第2  | 大規模災害対策等の推進        |    |
| 1   | 大規模災害発生時における警察の任務  | 11 |
| 2   | 大規模災害の教訓を踏まえた警察の対応 |    |
| (1) | 広域緊急援助隊の設置         | 11 |
| (2) | 警察災害派遣隊の編成         | 11 |
| 3   | 兵庫県警察の主な災害警備       |    |
| (1) | 災害警備実施回数           | 12 |
| (2) | 過去10年の主な災害警備       | 12 |
| (3) | 県外における災害警備         | 13 |
| 4   | 災害警備諸対策の推進         |    |
| (1) | 初動体制の早期確立          | 14 |
| (2) | 災害対処能力の向上          | 15 |
| (3) | 装備資機材の整備等          | 16 |
| 5   | 民間との連携・協力体制の構築     | 17 |
| 6   | 震災の伝承教養            | 18 |
| 7   | 情報発信               | 18 |

## 第1 テロ対策の推進

### 1 国際テロ情勢等

平成31年4月に発生したスリランカにおける連続爆弾テロ事件等、過去には、世界各地において、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生しているほか、ISIL等の過激派組織は、その声明等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

近年においても、ISILやアル・カーイダ等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が世界各地で発生していることに加え、令和5年10月の武力衝突に端を発するイスラエル・パレスチナ情勢を捉えて、ISIL等の過激派組織が、インターネット上で各国のイスラエル権益や欧米諸国権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

近年、海外において邦人が被害に遭った主なテロ事件等（2013年以降）



### 2 国内の情勢等

令和4年7月に安倍元首相に対する銃撃事件が発生したほか、令和5年4月には岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされ、首相のみならず聴衆が危険にさらされる事件が発生した。また令和6年10月には自民党本部、首相官邸に火炎瓶を投てきする事件が発生している。

これらの特定のテロ組織等との関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーによる重大事件に加え、社会一般に対する恨み、不満等を背景とし

て不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生しており、こうした事件を引き起こす蓋然性があると認められる者に対する対策の強化が急務となっている。

さらに、令和7年中、右翼や極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は時局問題等を捉えた街頭宣伝活動等を行っており、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で違法行為の発生が懸念される。一方、極左暴力集団についても、反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図っており、今後も情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

### 3 基本方針

厳しいテロ情勢の中、令和9年には県内をはじめ関西地方一円において、「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」が開催される予定である。

このような国際的なスポーツイベントは、世界的に大きな注目を集め、国内外の要人の来訪も見込まれるほか、テロの格好の標的ともなり得るため、県警察ではテロ等重大事案の未然防止に向けて、各種テロ対策を強力に推進している。

### 4 各種対策

#### (1) 情報収集と捜査

テロ等重大事案の未然防止を図るためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠であることから、県警察では、情報の収集・分析を行い、その結果を警戒警備等諸対策に活用するとともに、不審点があれば真相を解明するための諸活動を徹底している。

また、いわゆるローン・オフエンダーによる重大事案の未然防止対策を強化するため、警備部門にとどまらず、関係部門が緊密に連携し、それぞれの特性を活かして必要な情報の収集・分析を行い、各種対策を講じている。

#### (2) 警戒警備の強化

繁華街・ショッピングセンター等の不特定多数の者が集まる施設や駅、空港等の公共交通機関、外国公館等の重要施設において、制服警察官によるパトロールや、部隊を配置した警戒警備を強化し、テロ等重大事案の未然防止を図っている。

また、大規模イベントの開催時には、状況に応じて、会場等に至る経路に警察や主催者の車両、資機材を配置するなどして、車両による突入防止を図っている。



【警察車両を配置したテロ防止対策】  
(神戸マラソン 2025)

### (3) 警護措置の徹底

警護対象者の来県に際し、事前計画の段階から警察庁と緊密に連携し、警護に必要な措置に係る主催者等への働き掛けや制服警察官の増強配置、装備資機材の適切な配備など、警護現場の態勢強化に向けた取組を推進している。

また、警護員の質と量の双方を充実させるべく、計画的かつ体系的に教養訓練を推進して育成を図っている。



【警護の状況】

### (4) 水際対策

県下の5つの国際港湾（神戸港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、姫路港、相生港）において、海上保安庁、出入国在留管理庁、税関等と連携し、テロ対策合同訓練や入港する船舶に対する警戒等を実施している。

また、神戸空港の国際化を見据えて、関係機関と連携を密にしつつ、国際港湾と同様の対策を講じるなどして、水際対策を的確に推進していくこととしている。



【神戸港におけるテロ対策合同訓練】

### (5) 小型無人機対策

県警察では、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」等に基づき、小型無人機、いわゆる「ドローン」等を使用したテロ等重大事案の未然防止に努めている。

具体的には、重要施設等の周辺において上空の警戒を実施することにより不審な小型無人機の飛行や操縦者の発見に努めたり、違法行為を企図した操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。

また、資機材を有効に活用するなどして、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、捜査活動を行うとともに、危害発生を防止することとしている。

## (6) 事案対処能力の強化

### ア 銃器対策部隊

銃器等を使用した事案対応のために、警備部機動隊に銃器対策部隊を設置している。同部隊には、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣等が配備されており、重大突発事案が発生した場合の対処等に当たることを任務としている。



【関係機関等との合同訓練（銃器対策）】

### イ 爆発物対応専門部隊

爆発物を使用した事案対応のために、警備部機動隊に爆発物対応専門部隊を設置している。

同部隊には、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾等が配備されており、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発物による被害の発生を防止することを任務としている。



【関係機関等との合同訓練（爆発物処理）】

### ウ N B C テロ対策部隊

核物質や化学物質、生物剤を使用したN B C事案対応のために、警備部機動隊にN B Cテロ対策部隊を設置している。同部隊は、原因物質の検知、除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることを任務としている。



【N B C テロ対処訓練】

## (7) 官民連携

### ア テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議の活用

#### (ア) 設立目的等

平成29年4月、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据え、官民一体のテロ対策を推進するために設立した。

(イ) 活動状況

参画機関・団体等に対して、「テロ対策兵庫パートナーシップ通信」を発売しているほか、有識者や警察本部員による講演を行い、自主警備の強化に活用できる情報を提供し、テロ対策の強化や対応力の向上を促している。

また、昨年6月11日には、「第9回テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議総会」を開催し、大阪・関西万博に伴う自主警備の強化を依頼したほか、構成員からテロ対策の活動報告を受けるなど、官民一体のテロ対策を推進した。



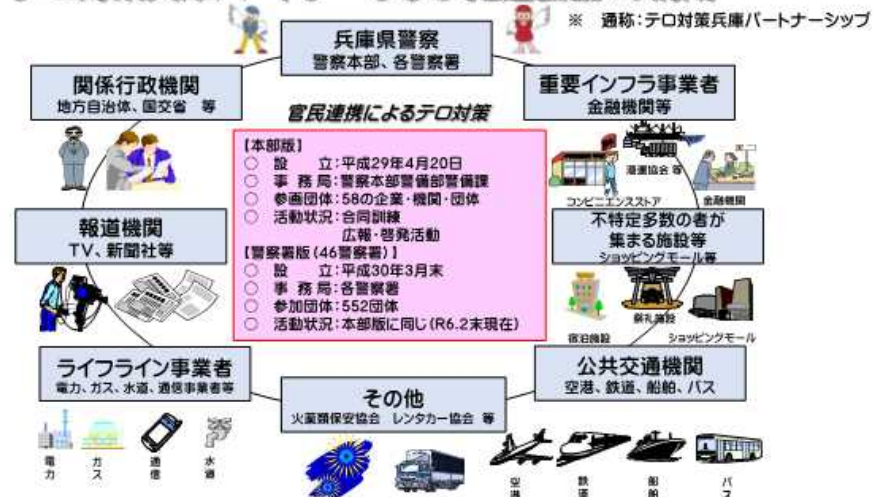
【第9回テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議総会】

【テロ対策兵庫パートナーシップ通信】

(ウ) 警察署版テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議

兵庫県下46警察署において、「警察署版テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議」を設置しており、官民一体のテロ対策が斉一に行われる体制を構築している。また同会議を活用してテロ対処訓練等を実施し、県下各地域におけるテロ対処能力の向上を図っている。

テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議の構成



## イ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等との連携

薬局等の販売事業者等への個別訪問を継続的に行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定したロールプレイング型訓練を行うなど、協力体制を構築している。



【ロールプレイング型訓練】

さらに、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして、いわゆるローン・オフエンダー対策との連携にも配慮しつつ、爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

### 〔兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会〕

#### 設立目的等

平成 22 年 2 月、警察と爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や関係行政機関等との連絡体制を確保し、爆発物を使用したテロ事案等を未然に防止するとともに、同種事案が発生した場合の被害拡大防止及び迅速・的確な事件捜査の実現に資することを目的に設立した。

#### 活動状況

テロ情勢や最新の爆発物原料対策等を紹介した「協議会 News」を発行しているほか、総会を開催している。令和 7 年 2 月に開催した総会では、これまで爆発物の原料となり得る化学物質として指定していた 11 品目に加えて新たに警察独自の取り組みとして「硫黄」などを注視すべき 5 品目として追加したことや爆発物の威力に関する動画を紹介するなど、事業者等への啓発、情報共有及び連携強化を図った。

兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会  
協議会 News No. 55

**爆発物の製造**  
爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通販販売事業者等入手が可能な状況にあり、日本においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件が発生しています。

**指定11品目**  
塩酸・硝酸・硝酸水素・塩酸カルシウム・塩酸ナトリウム・濃炭酸・アセトン・ヒメジミン・硝酸アンモニウム・硝酸カリウム

昨今の爆発物使用テロ事件や爆発物製造事件等を踏まえ、今回、指定11品目に加え、警察独自の取組みとして、**指定11品目に加えて注視すべき化学物質として以下の5品目を追加**しました。

| 品目        | 主な用途                  |
|-----------|-----------------------|
| 1 硝酸カルシウム | 肥料、豆粒の乾燥剤、石膏ボードの材料など  |
| 2 硝酸カリウム  | 肥料(堆肥類の調剤)、ガラスの製造など   |
| 3 硝酸カリウム  | ガラス原料、石炭、汚染浄化、家庭用肥料など |
| 4 硫黄      | マッチ、花火、肥料など           |
| 5 硝酸ナトリウム | 農業用漂白剤、洗剤など           |

**不審購入(企図)者発見の着眼点**

- 大量に購入する
- 転売に購入する
- 複数品目購入
- 遠方居住者による購入
- 購入目的が曖昧
- 態度が不自然
- 購買履歴や身分証明書等の提示を拒否等

少しでも「おかしいな」と感じれば、**110番または最寄りの警察署へ通報を!!**

兵庫県警察 外事課 国際テロリズム対策室

【協議会 News 第 55 号】

## ウ 幅広い事業者との連携

旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者への個別訪問のほか、それらの事業者が加盟する旅館組合やレンタカー協会等への訪問を継続的に行い、利用者に対する本人確認の徹底や不審情報の通報等を要請するなど、協力体制の確保に努めている。



【レンタカー事業者講習会における講演】

## エ 外国人コミュニティとの連携強化

テロリストが国内の外国人コミュニティを悪用し、又は国内に居住する外国人が生活上の困難や日本社会からの孤立等に直面してテロや犯罪に関与することを防止するため、市町等と協力し、防犯講習、交通安全講習、外国人運転者対策等の警察活動を通じて外国人コミュニティとの連携強化を図っている。



【外国人留学生に対する防災講習】

2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」が、大阪・夢洲で開催されます。  
(4月13日～10月13日)

OSAKA, KANSAI, JAPAN  
**EXPO2025**

レンタカーを使用したテロの防止にご協力ください

**身分確認等の徹底**

- 利用目的、行き先、運転免許証
- 利用者が外国人であれば、身分証明書（旅券、在留カード等）

**こんな利用客に注意**

- 身分証の提示を拒む。
- 本人と身分証の顔写真が異なる。
- 挙動不審な行動、落ち着きがない。
- 利用目的や行き先がはっきりしない。
- 特定の車種や大きさ、窓ガラスのフィルムの有無に極端にこだわる。
- 車両返却時に異臭や不審物等がある。

少しでも「おかしいな」「不審だな」と感じた時は、最寄りの警察署へ通報をお願いします。

兵庫県警察の国際テロ対策の取り組みは、こちら→

兵庫県警察本部外事課  
Hyogo Prefectural Police

【レンタカー事業者向けのチラシ】

Information  
インフォメーション April, 2023  
Hyogo Pref. Police

**Mandatory effort to wear a helmet when riding a bicycle from April 1, 2023**

Due to the enforcement of the revised Road Traffic Law from April 1, 2023, which previously required parents to make an efforts to have their children under the age of 13 wear a helmet, **all bicycle riders are required to make efforts to wear helmets.**

Observe "the Five Rules for Safe Bicycle Riding"

- 1 In principle, bicycle riders should use roadways and always keep left. They should use sidewalks only under exceptional circumstances, and when doing so, they should let pedestrians go first.
- 2 Bicycle riders should stop and check for safety at an intersection, and follow the traffic signals.
- 3 Turn on the headlight when riding in the dark.
- 4 Riding a bicycles under the influence of alcohol is prohibited.
- 5 Wear a helmet.

Updated regularly!

twitter Instagram facebook

【外国人コミュニティ・管理者用のチラシ】

(8) 情報発信

ホームページやX（旧ツイッター）等のSNSを活用し、各種訓練等施策の取組状況を紹介するとともに、不審情報の通報について広く協力を呼び掛けている。

令和7年の大阪・関西万博開催前及び期間中には、大規模集客施設や公共交通機関等と連携し、大型ビジョンを活用するなどして、効果的な情報発信活動を推進した。



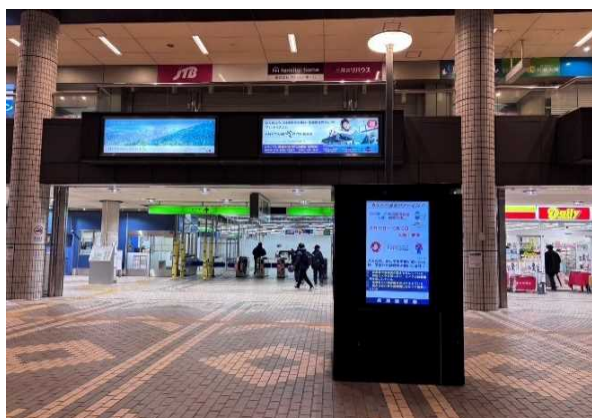
【県警SNSのテロ対策に関する投稿】



【阪神甲子園球場における広報】



【ジライオンアリーナ神戸における広報】



【公共交通機関における広報】



【三宮センター街における広報】

## 第2 大規模災害対策等の推進

### 1 大規模災害発生時における警察の措置

県警察は、大規模災害が発生した場合、災害警備体制を確立し、関係機関と連携の上、情報の収集・分析、避難誘導、救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索及び治安の維持に当たることとしている。

### 2 大規模災害の教訓を踏まえた警察の対応

#### (1) 広域緊急援助隊の設置

広域緊急援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓に大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ、高度な救出救助能力と自活能力を有する災害対策の専門部隊として、同年6月、全国の都道府県警察に設置された。



【平成7年：兵庫県警察  
広域緊急援助隊発隊式】

同隊は、救出救助等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊、検視等を行う刑事部隊で構成されている。

さらに、平成17年4月、広域緊急援助隊警備部隊に極めて高度な救出救助能力を有する「特別救助班（略称：P - R E X (Police Team of Rescue Experts))」が、兵庫県を含む12都道府県警察に設置された。

（令和8年2月末現在：16都道府県に設置）

#### (2) 警察災害派遣隊の編成

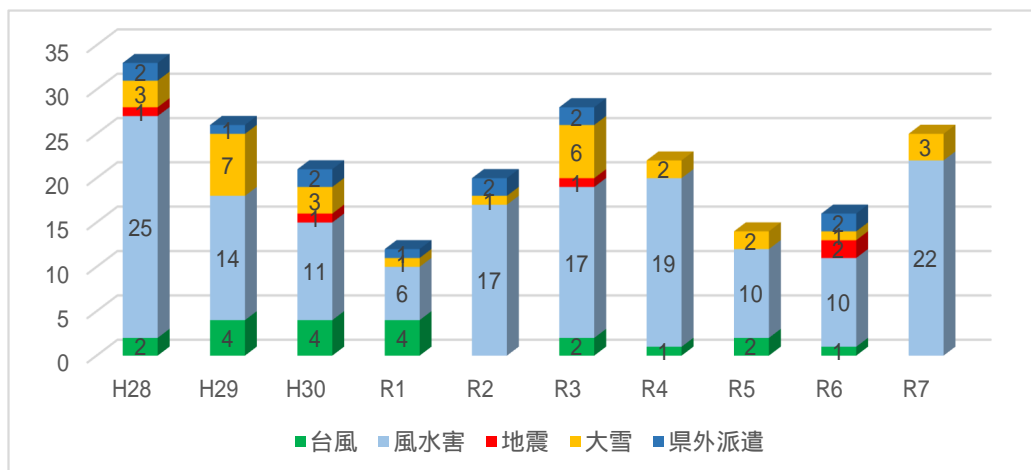
平成23年3月の東日本大震災に際し、津波や原子力災害等への対応のため、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った経験から、災害発生時に直ちに被災地へ派遣する部隊として、広域緊急援助隊を中心とする即応部隊を全国で最大約1万人体制に増強するとともに、発災から一定期間が経過して以降、継続的に様々な警察活動を行う一般部隊を創設し、平成24年5月、両部隊からなる「警察災害派遣隊」が編成された。



### 3 兵庫県警察の主な災害警備

#### (1) 災害警備実施回数

県内で気象警報が発表された場合や、地震が観測された場合のほか、県外で大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合等に、災害警備本部等を設置して、災害警備体制を確立している。



【過去10年の災害警備実施回数】

#### (2) 過去10年の主な災害警備

##### ア 「平成30年7月豪雨」に伴う災害警備

平成30年6月28日以降、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、県下においても、大雨特別警報が発表され、土砂崩れや倒木等により死者2人、重軽傷者11人等の被害が発生した。

警察本部及び全警察署に災害警備本部を設置し、指揮体制を確立した上で、救出救助活動を実施した。



【土砂災害現場での活動状況】

##### イ 「令和6年能登半島地震」における津波警報発表に伴う災害警備

令和6年1月1日、兵庫県北部の津波警報発表に伴い、警察本部及び全警察署に災害警備本部等を設置し、関係機関と連携した被害情報の収集、避難広報等を実施した。

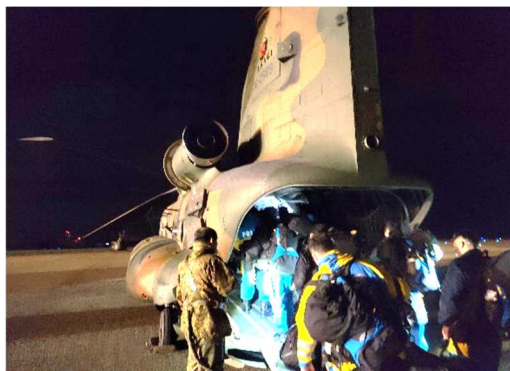
##### ウ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う災害警備

令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震の発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたことを受け、警察本部に災害警備対策室を設置し、関係機関と連携した関連情報の収集等を実施した。

### (3) 県外における災害警備

#### ア 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日から同年11月17日までの間、兵庫県警察災害派遣隊を石川県に派遣し、被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の搜索、その他各種警察活動を実施した。



【自衛隊の大型輸送ヘリコプターによる部隊の輸送状況】



【安否不明者の搜索状況】

#### イ 令和6年9月20日からの大雨

令和6年9月25日から同月28日までの間、広域緊急援助隊警備部隊等を石川県に派遣し、被害情報の収集、安否不明者の搜索等を実施した。



【安否不明者の搜索状況】

【過去10年の県外派遣状況】

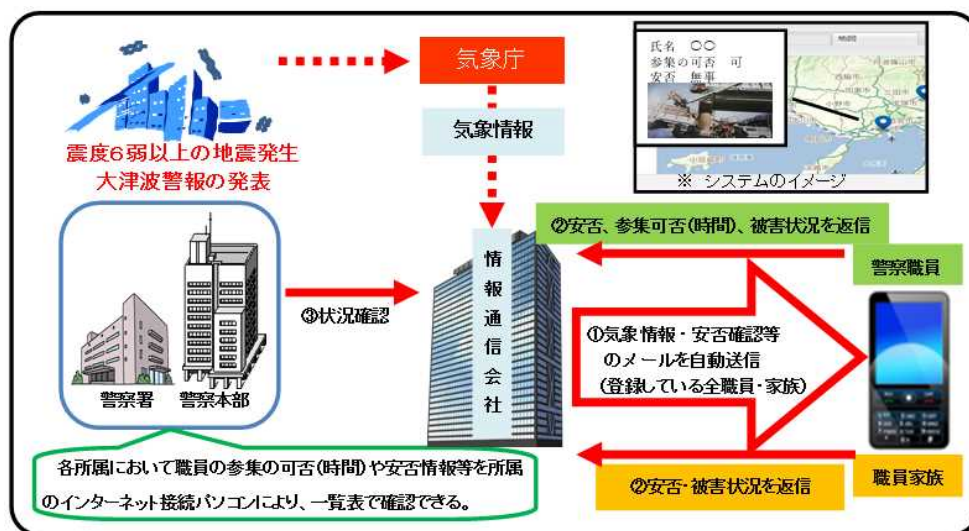
| 年     | 派遣事由                    | 派遣先              |
|-------|-------------------------|------------------|
| 平成28年 | 平成28年熊本地震               | 熊本県              |
|       | 鳥取県中部地震                 | 鳥取県              |
| 平成29年 | 平成29年7月九州北部豪雨           | 大分県              |
| 平成30年 | 平成30年7月豪雨               | 広島県、岡山県          |
| 令和元年  | 令和元年東日本台風(台風第19号)       | 福島県、長野県          |
| 令和2年  | 令和2年7月豪雨                | 熊本県              |
|       | 台風第10号                  | 長崎県(広島空港で待機)     |
| 令和3年  | 静岡県熱海市で発生した土石流に伴う災害警備   | 静岡県              |
|       | 九州地方における大雨特別警報発表に伴う災害警備 | 福岡県(九州管区警察学校で待機) |
| 令和6年  | 令和6年能登半島地震              | 石川県              |
|       | 令和6年9月20日からの大雨に伴う災害警備   | 石川県              |

## 4 災害警備諸対策の推進

### (1) 初動体制の早期確立

#### ア 兵庫県警察災害時職員緊急参集・安否確認システムの運用

県内において一定規模の地震が観測された場合等に、予めシステムに登録している職員に対して、安否情報や参集の可否等の回答を求めるメールを自動送信し、職員が返信することで、所属での情報集約が可能となるシステムを運用し、迅速かつ的確な災害警備体制の確立を図っている。

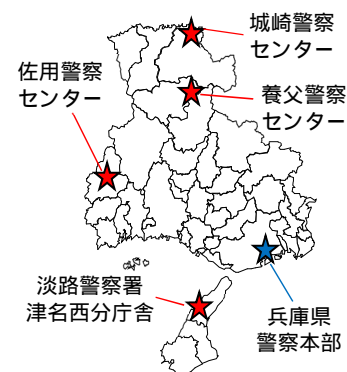


【兵庫県警察災害時職員緊急参集・安否確認システム(イメージ図)】

#### イ 被災地警察署への支援

大規模災害発生時に被災地警察署の指揮機能や初期対応の支援を行うため、指揮支援隊や災害地域支援チームを設置しているほか、各警察センター及び淡路警察署津名西分庁舎を部隊の前進待機等を可能とする災害対策拠点として活用している。

また、気象情報から被害の発生が予想される地域には機動隊等を先制的に前進配置するなど、支援体制を強化している。



【災害対策拠点の設置場所】

### (2) 災害対処能力の向上

#### ア 災害警備訓練の実施

##### (ア) 風水害を想定した災害警備訓練

出水期を前に風水害を想定した災害警備訓練を実施し、警察各部隊の災害対処能力の向上と関係機関との連携強化を図っている。



【土砂災害現場での救出救助訓練】

(イ) 兵庫県警察総合災害警備訓練

南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、連携する県警察主催の総合災害警備訓練を実施し、警察各部隊の災害対処能力の向上と関係機関との連携強化を図っている。

(ウ) 近畿管区広域緊急援助隊合同訓練

大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動を行うため、広域緊急援助隊を始めとする警察災害派遣隊の即応部隊及び関係機関による合同訓練を毎年度、近畿管区警察局と近畿管区内の各府県警察（持ち回り）の共催で実施し、災害対処能力の向上と部隊相互の連携強化を図っている。

上記のほか、地域防災力の向上に資することを目的とした兵庫県主催の兵庫県合同防災訓練に毎年参加している。



【合同調整所運営訓練の実施状況】



【医療チームと連携した応急救護所運営訓練の実施状況】

イ 兵庫県警察フェニックスレスキュー競技大会

南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、被災現場で救出救助に当たる警察署警察官の災害対処能力の底上げを図るため、警察署に配備されている災害用装備資機材を活用した救出救助に関する技能を警察署対抗で競う「兵庫県警察フェニックスレスキュー競技大会」を平成30年度から開催している。

また、同大会を県民に広く公開することで、県民の防災意識の高揚と警察が行う災害警備活動への理解と協力の確保を図っている。



【令和7年度大会の実施状況】

ウ 巡回指導等による技術指導

平成31年3月、災害対策課に災害警備に係る救出救助技能を指導する係を設置し、警察署への巡回指導や警察学校の学生に対する訓練指導、教養資料の発出などにより、警察職員全般の災害対処能力の底上げを図っている。



【警察署員への訓練指導】

### (3) 装備資機材の整備等

#### ア 災害用装備資機材の拡充・整備

阪神・淡路大震災以降、全警察署にチェーンソー、エンジンカッター、エアージャッキ等を、全交番・駐在所に「レスキューユニット」を配備した。

また、近年は、取り扱いや運搬が容易で多機能な「災害用救助工具セット」のほか、災害現場で活動する警察職員の安全確保を図るため、「警察官用救命胴衣」等も警察署等に配備している。



【レスキューユニット】



【災害用救助工具セット】



【警察官用救命胴衣】

#### イ 映像情報配信機能による映像情報の共有

平成 29 年度に「総合的画像情報伝送システム（ヘリテレシステム）」をアナログ式からデジタル式に更新したほか、ヘリテレシステムの画像のみ警察庁や兵庫県に配信できていたところ、令和元年度の回線整備により、パトカー車載のタブレット端末、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリップルアイ端末）等で撮影した映像も配信することが可能となり、多くの映像の共有を行うことが可能となった。

令和 6 年 1 月の能登半島地震では、石川県の被害確認のためヘリテレシステムを活用し、警察庁と映像の共有を行った。



【映像情報配信機能の強化（イメージ図）】

## 5 民間との連携・協力体制の構築

### (1) 兵庫県警察防災学生ボランティア

兵庫県内所在の大学に在籍又は県内に居住する大学生を「兵庫県警察防災学生ボランティア（愛称：のじ防隊）」に委嘱し、各種災害警備訓練や防災啓発活動等への参加を通じて、警察の災害警備活動への理解と協力を確保するとともに大学生の情報発信力等を活用することにより、県民の防災意識の高揚を図っている。



【保育園における防災啓発活動】

### (2) 災害モニター

地域の実情に精通し、かつ、災害対策に理解のある方を災害モニターに委嘱し、日常生活を通じて見聞した災害情報の通報を受け、迅速かつ効率的な災害警備活動に反映させることとしている。

### (3) 協定の締結

民間の事業者等と装備資機材の供出等に係る業務支援について協定を締結し、災害時における協力体制を構築している。

## 6 震災の伝承教養

阪神・淡路大震災後に拝命した警察職員が8割を超える中、当時の災害警備に関する伝承は、県警察の課題となっている。

県警察では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害警備を経験した警察職員を「語り部」として、貴重な経験や教訓を次世代に伝えるための伝承教養に取り組んでいる。

また、阪神・淡路大震災30年の節目に合わせて、当時の経験に基づく警察職員の証言を動画に記録化し、部内教養に活用するとともに、県民にも発信して防災意識の高揚を図っている。



【警察学校における伝承教養】

## 7 情報発信

兵庫県警察公式のホームページやX(旧ツイッター)等のSNSを活用し、災害警備や各種訓練等の取組状況について紹介するとともに、大学、高校等において講演を実施するなど、県民の防災意識の高揚を促している。



【県内高校における防災講話】



【県警ホームページの災害対策に関するページ】  
(YouTube とリンク)



【県警 SNS の災害対策に関する投稿】